

(案)

RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施にあたっての協定書

RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施にあたり、滋賀県知事(以下「甲」という。)とRD問題周辺自治会連絡会(以下「乙」という。)は、平成22年8月5日に取り交わした「RD事業案解決に向けての覚書」(以下「覚書」という。)第1条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

- 1 旧RD最終処分場における支障除去および支障のおそれの除去のため、別紙の基本方針に基づいて二次対策工事を実施する。
- 2 二次対策工事の具体的方法（廃棄物土の分別方法、埋戻しの判定方法、工事に伴う周辺環境対策等）については、本協定の締結後も、引き続き甲乙が話し合いを行う。
- 3 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策等を講じる。
- 4 甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、二次対策工事実施期間中、二次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとし、この機会は、日時等を一週間以上前に乙に連絡するものとする。
- 5 甲は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を、甲が結果を得てから一週間以内に公開する。
- 6 甲は、二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する（仮称）RD最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- 7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、廃棄物の全量撤去未掘削部分の掘削を含めて、必要な追加対策を検討し、実施する。

8 二次対策工事実施期間中に不測の事態が生じたことにより、周辺環境に悪影響が発生し、または発生することが想定される場合には、甲は、直ちに連絡協議会に連絡して、対策等について協議を行う。また、事態の原因や状況等について把握した情報を適宜公表する。

9 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、処分場に隣接する経堂ヶ池の農業用水としての機能回復・維持に配慮するものとする。

10 甲は、旧RD最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る。

11 前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。

12 本協定を締結した証として本協定書を計7通作成し、甲1通乙を構成する自治会各1通これを保有するものとする。

平成24年 月 日

甲 滋賀県知事 _____

乙 RD問題周辺自治会連絡会

滋賀県栗東市 赤坂自治会

会長 _____

小野自治会

会長 _____

上向自治会

会長 _____

中浮気団地自治会

会長 _____

日吉が丘自治会

会長 _____

栗東ニューハイツ自治会 会長

二次対策工事基本方針

滋賀県は、旧RD最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを除去するため、一次対策工事に引き続き、二次対策工事を実施するが、その基本方針は次のとおりである。

1 有害物等の掘削除去

有害物等の除去として、次に掲げる廃棄物等を掘削除去する。

- ① これまでの調査または一次対策工事の際ににより、位置が確認され、または推定された、次のア、イ、ウアまたはイに該当する廃棄物等
 - ア 廃棄物土（廃棄物、土砂およびそれらの混合物をいう。以下同じ。）であって、土壤環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれのあるもの（以下「有害廃棄物土」という。）
 - イ ドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器（以下「ドラム缶等」という。）、その内容物および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土（以下「ドラム缶関連廃棄物土」という。）
 - ウ これまでの工事で見つかった鉛
- ② 今後の沈砂池部分の調査により確認された有害廃棄物土
- ③ 二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土
- ④ 一次対策工事協定書7（一次対策工事掘削区域掘削後の底面については、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。）で示した廃棄物
- ⑤ 一次対策工事掘削区域掘削後の底面および東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、電磁探査の結果、存すると推定されたドラム缶関連廃棄物土

2 旧RD最終処分場の西側および北側において廃棄物層の底面または側面と接する透水層の遮水

(1) 旧RD最終処分場の西側および北側において、次の対策を講ずる。

- ① 廃棄物層（旧RD最終処分場に埋め立てられた廃棄物の存する層をいう。以下同じ。）の底面における遮水層（粘性土層）の欠如により、廃棄物層より下位の透水層（砂層）へ浸透水（廃棄物層に存する水をいう。以下同じ。）が漏洩している箇所の遮水
 - ② 廃棄物層の側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水
- (2) (1)の遮水は、廃棄物層を掘削し、遮水が必要な箇所を露出させた上で遮水材を設置することにより行う。

- (3) (2)により掘削した廃棄物土は、分別施設を設置して分別し、有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土ならびに廃プラスチック類、木くず等の廃棄物については、旧RD最終処分場外に搬出して処分する。
- (4) (3)の分別により、埋戻し材として有効利用できるものについては旧RD最終処分場内に埋め戻す。

3 これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土等の適正処理

- (1) これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土については、上記2の(3)および(4)に準じて分別し、処分および埋め戻しを行う。
- (2) 一次対策工事による掘削後の底面において実施した電磁探査の結果、ドラム缶関連廃棄物土が存すると疑われる箇所を掘削し、当該廃棄物土が確認されれば適正に処分する。
- (3) 東側焼却炉跡の基礎コンクリート下の部分について、当該基礎コンクリートを撤去した上で実施した電磁探査の結果、ドラム缶関連廃棄物土が存すると疑われる箇所を掘削し、当該廃棄物土が確認されれば適正に処分する。

4 北尾団地側平坦部における遮水

- (1) 旧RD最終処分場の北尾団地側平坦部において、廃棄物層側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水を行う。
- (2) (1)の遮水は、ソイルセメント等による鉛直遮水壁築造により行う。

5 浸透水水位の低下のための措置

- (1) 浸透水流向の下流にあたる沈砂池付近に浸透水貯留層を設け、そこから浸透水を揚水して浸透水水位を低下させることにより、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するとともに、浸透水の周辺地下水への漏洩を防止する。
- (2) 浸透水貯留層への浸透水の集水を促進するため、2(2)の掘削部分にドレンパイプ（集水管）を設置する。

6 揚水した浸透水の処理

5で揚水した浸透水は、水処理施設を設置して処理し、公共下水道に放流する。

7 地下水の流入抑制

2および4における透水層が廃棄物層に接している部分等の遮水により、

地下水の廃棄物層への流入を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

8 覆土

旧 R D 最終処分場の表面の覆土により、廃棄物の飛散流出を防止し、硫化水素やメタン等のガスの大気中への漏出を抑制するとともに、雨水の浸透を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

9 法面整形

2 の掘削および埋め戻しの際に法面を整形し、安定勾配とすることにより、法面崩壊に伴う廃棄物の飛散流出を防止する。

10 工事中のモニタリング

二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質および騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。

また、平成 17 年度の深掘り箇所は正工事の際に確認された土壤汚染対策法に定める指定基準を超過して鉛が含有されている廃棄物土については、当該廃棄物土が置かれている部分の直下流の浸透水モニタリングを行う。

11 その他

これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとする。

参考図

